

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.009

処 分 名	駐車場の使用の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の共同施設として設置した駐車場を使用しようとする入居権利者は、市営住宅条例施行規則第 42 条に規定する書類を提出し、市長の承認を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 42 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条
審 査 基 準	<p>市営住宅の共同施設として設置した駐車場を使用しようとする入居権利者は、市営住宅条例施行規則第 42 条に規定する「市営住宅駐車場使用承認申請書」に自動車検査証の写しを添えて、市長に提出しなければなりません。</p> <p>なお、駐車場を使用することができる者は、次の要件を満たす者でなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">（1） 自己の自動車を所有する当該市営住宅の入居権利者又は入居者台帳に記載されている同居親族であること。（2） 第15条の規定による入居の承継を受けていること。（3） 条例第29条第1項による高額所得者として明渡し請求を受けていないこと。（4） 市営住宅の家賃を滞納していない者 <p>また、駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する普通自動車で、長さ5メートル、幅2メートルを超えないものとしします。</p>
標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階住宅政策課窓口への提出
備 考	

【根拠条例等】

■春日部市市営住宅条例

(駐車場の使用の承認)

第42条 共同施設として設置した駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする入居権利者は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、併せて当該駐車場の使用開始日を通知するものとする。

■春日部市市営住宅条例施行規則

(駐車場の使用承認)

第42条 条例第42条の規定による承認を得ようとする者は、市営住宅駐車場使用承認申請書（様式第33号）に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証（次項において「車検証」という。）の写しを添付して、市長に提出しなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、新たに自動車を取得しようとする者（買換えをしようとする者を含む。）は、自動車を取得した後遅滞なく車検証の写しを市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請をすることができる自動車の数は、原則として1住戸につき1台とする。

4 市長は、駐車場の使用を承認したときは、当該承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、市営住宅駐車場使用（変更）承認書（様式第34号）を交付するものとする。この場合において、必要があるときは、当該承認に係る使用について条件を付することができる。

(駐車場使用者の資格)

第43条 駐車場を使用することができる者は、次の要件を満たす者でなければならない。

(1) 自己の自動車を所有する当該市営住宅の入居権利者又は入居者台帳に記載されている同居者であること。

(2) 第15条の規定による入居の承継を受けていること。

(3) 条例第29条第1項による高額所得者として明渡し請求を受けていないこと。

(4) 市営住宅の家賃を滞納していない者

(駐車場使用者の選考)

第44条 駐車場の許可を申請した者の数が使用させるべき駐車台数の数を超える場合は当該申請をした者のうちから、駐車場に困窮す

る実情等を調査して当該駐車場の使用者を決定する。

2 前項の場合において、駐車場困窮順位を定め難い者については、抽選により使用者を決定する。

3 前2項の場合において、市長が必要と認めるときは、別に使用予定者を定めることができる。

(承認することができる自動車)

第45条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、長さ5メートル、幅2メートルを超えないものとする。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋